

船員雇用促進センターの指定制度について

1. 船員雇用促進センターの指定

(1) 概要

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号。以下「法」とします。）第7条第1項の指定を受けた法人は、法第8条に掲げる船員雇用促進等事業を行うものとしています。

(2) 根拠法令

法第7条から第23条まで及び船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成2年運輸省令第26号。以下「省令」とします。）第14条の2から第30条まで

(3) 指定申請の方法

①提出時期：随時

②提出書類：省令第14条の2第1項の事項を記載した申請書（様式不問）に、同条第2項の書類を添付の上、国土交通大臣宛に1部提出して下さい。

③提出（問い合わせ）先：海事局船員政策課雇用対策室

03-5253-8111（内線45154）

(4) 指定要件

次の①②の要件を備える者

①法第7条第1項の次の各号に掲げる要件を備える者

- 一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者でないこと。
- 三 申請者の役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。
- 四 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法 の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者がいないこと。

②法第8条に掲げる次の事業を適正かつ確実に行的ること。

- 一 船員に係る求人の開拓その他船員の職域の開拓を行うこと。
- 二 船員職業紹介（船員職業安定法第六条第二項 に規定する船員職業紹介をいう。）、船員労務供給（同条第八項 に規定する船員労務供給及び同条第十一項 に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。
- 三 船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練（以下「技能訓練」という。）を行うための施設の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、船員の雇用の促進及び安定のために必要な事業を行うこと。

(5) 指定されたものの義務

法第8条の雇用促進等事業を行う必要があります。それ以外の義務については法及び省令の定めによります。

2. 指定法人

法人の名称 : (公財) 日本船員雇用促進センター

指定時期 : 昭和53年5月29日

法人の連絡先 : 東京都中央区明石町1-29

指定の理由 : 指定要件を備える者であるため

3. 指定要件に係る問合せ、照会等

特になし

※参考条文 (法令データ提供システム)

船員の雇用の促進に関する特別措置法 (昭和52年法律第96号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S52/S52HO096.html>

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成2年運輸省令第26号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H02/H02F03901000026.html>